

政令第二百一号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項から八の項までを削り、同表の九の項を同表の六の項とし、同表の十の項から十二の項までを三項ずつ繰り上げる。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

薬事工業生産動態統計、経済産業省生産動態統計及び商業動態統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。